

平成21年4月13日

大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税に関する調査 (事情変更の有無についての調査)の結果について

標記調査の結果を踏まえ、大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税を廃止することが適当であるとする答申がなされました。

1. 本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、大韓民国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税^(注)を廃止することが適当であるとする答申がなされ、本日開催される産業構造審議会貿易経済協力分科会特殊貿易措置小委員会においても、同内容が報告される予定です。

(注) 相殺関税とは、補助金付き輸入貨物が同種の貨物を生産する本邦の産業に損害を与えている場合に、補助金相当額を相殺するため、WTO協定に基づき当該輸入貨物に課する割増関税です。

2. 本調査は、ハイニックス社から、既に同社に対する補助金利益はなくなっているとして、相殺関税の廃止の求めがなされたことから、昨年10月15日から行われていたものです。
3. 今後、本調査結果に基づき、廃止政令の閣議決定により、相殺関税が廃止されることとなります。

(参考) 今後の予定

| | |
|----------|------|
| 4月17日(金) | 閣議 |
| 4月22日(水) | 政令公布 |
| 4月23日(木) | 政令施行 |

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 中園
担当者: 金野、竹之内
電話: 03-3501-1511 (内線 3256)
03-3501-3462 (直通)

商務情報政策局情報通信機器課: 月舘
電話: 03-3501-1511 (内線 3981)
03-3501-6944 (直通)

大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAMに対する
相殺関税に関する事情の変更の有無についての調査の結果について

1. 経緯

- (1) 我が国は、2001年10月及び2002年12月に韓国の民間金融機関等が行った韓国ハイニックス社に対する金融支援措置は、韓国政府の指示に基づく実質的な補助金であり、我が国産業に損害を与えていると認定。2006年1月、韓国ハイニックス社製DRAMに対し、相殺関税（27.2%）を賦課した。

| | 2001年10月措置 | | 2002年12月措置 | |
|---------|------------|------|------------|-------|
| | 出資転換 | 債務免除 | 出資転換 | 弁済期延長 |
| 相殺関税率 | 17.8% | 0.3% | 4.3% | 4.8% |
| 相殺関税率 計 | 18.1% | | 9.1% | |
| | 27.2% | | | |

- (2) 2006年3月、韓国政府は、我が国の相殺関税措置をWTO協定違反としてWTOに申立てを行ったところ、2007年12月、WTOは我が国に対し、以下の点について是正するよう勧告した。

- ① 補助金による利益の有無の認定（2002年12月措置）
- ② 出資転換による補助金利益額の算定（2001年10月措置及び2002年12月措置）
- ③ 補助金配分期間終了後の新規の相殺関税賦課（2001年10月措置）

- (3) 2008年1月、WTOからは是正を求められた点について再調査を開始した。

- (4) 再調査の結果、2008年9月1日、2001年10月措置分 18.1%については、相殺関税の対象から除外し、2002年12月措置に係る相殺関税率 9.1%については継続することとした。

2. 見直し調査

- (1) 2008年9月29日、2002年12月措置分について、韓国ハイニックス社から、既に同社に対する補助金利益が消滅しているとして、関税率法第7条第18項に基づき、相殺関税の廃止の求めがなされたことから、同年10月15日、同法第7条第19項に基づき、調査対象期間を2007年として、補助金についての事情の変更の有無について調査（以下「見直し調査」という。）を開始した。
- (2) 見直し調査では、韓国ハイニックス社から、相殺関税賦課後（2006年1月以降）に生じた2002年12月措置についての状況変化に係る証拠が提出された。

(3) 見直し調査結果の概要は以下のとおり。

(イ) 出資転換部分

出資転換に係る補助金については、2006年1月の相殺関税賦課に当たっての当初調査（対象期間 2003年）において、半導体設備の耐用年数である5年間（2002年～2006年）に渡って補助金利益が継続していると認定した。今回の見直し調査においても、当初調査の認定を変更する必要はないと判断した。

(ロ) 弁済期延長（注）部分

弁済期延長の対象となった債務については、新規資金調達による債務の償還や非メモリ部門の売却に伴う債務の移転等が行われた結果、2006年末までに消滅した。対象債務の消滅により利息支払いも終了することから、弁済期延長の補助金利益はなくなったと認定した。

（注）当初調査（対象期間 2003年）では、対象債務に支払った利息額と市場基準利子率による額との差額を補助金利益額として事実認定した。

(ハ) 新規の補助金

韓国ハイニックス社は、2002年12月措置後に2005年7月の金融機関からの新規資金調達等による債務償還を行っていたが、これら新規資金調達については、韓国政府が指示・委託を行ったこと、またハイニックスが利益を得たことが確認されず、相殺関税の対象となる新規の補助金を受領したとは認められなかった。

(ニ) 補助金についての事情の変更の有無に関する結論

上記（イ）から（ハ）より、調査対象期間である2007年において補助金利益が存在しないことを確認したことから、補助金についての事情の変更があったと認定した。

3. 相殺関税の廃止

上記2より、調査対象期間において補助金利益が存在しないことが確認され、補助金についての事情の変更があったと認められたことから、関税定率法第7条第17項に基づき、相殺関税を廃止することが適当である。

（参考）韓国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税に関する欧米の状況

我が国同様、米国・ECも相殺関税を賦課していたが、補助金利益の消滅等を理由として、米国は2008年8月以降、ECは2007年末以降、相殺関税を廃止。

（以上）

I. 韓国ハイニックス社製DRAMに対する我が国の相殺関税措置の概要

(1) 課税対象貨物

- (i) 韓国においてハイニックス・セミコンダクター社によりその製造につき前工程が行われたDRAM
- (ii) 韓国においてハイニックス・セミコンダクター社によりその製造につき前工程が行われたDRAMを基盤上に装着したDRAMモジュール

(2) 貨物の供給者

ハイニックス・セミコンダクター社

(3) 課税期間

平成22年12月31日までの期間

(4) 税 率

9.1% (平成20年9月1日に当初の27.2%から引き下げ)

(注) DRAM (Dynamic Random Access Memory) とは、半導体記憶素子の一つであり、コンピューターのデータを一時的に記憶させること等に使用される。前工程とは、基盤となるシリコンウエハーにトランジスタ等の回路素子を作成し配線する、DRAMを製造するための主要な工程であり、その他に、回路形成済みのウエハーを個々のICチップとして切り出し、パッケージする後工程等が存在する。



Ⅱ. 他国の状況について

1. ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税に関する米国、ECの状況

| | 米国 | EC |
|------------------|----------------------------------|-------------------|
| 課税開始 (当初課税期間) | 平成15年8月～ (5年間) | 平成15年8月～ (5年間) |
| 課税状況 | ・当初の課税期間満了により 課税終了(平成20年8月から) | 平成19年末課税終了 |
| 最終決定日 | 平成20年10月 | 平成20年4月 |

2. 韓国による日本産品に対する特殊関税の課税状況について

(1) 相殺関税

なし。

(2) 不当廉売関税

| 対象産品 | 発動日 | 税率 |
|---------------------|-------------|---------------|
| ステンレス棒鋼 | 平成16年7月30日 | 5.11%～15.39% |
| PVCプレート | 平成17年4月20日 | 27.91%～29.70% |
| 産業用ロボット | 平成17年9月16日 | 4.51%～10.00% |
| 自動ガイド・ホール・ パンチャー | 平成18年11月23日 | 4.92% |
| 酢酸エチル | 平成20年8月25日 | 14.17% |

(出所) WTOへの通報文書(平成20年12月末現在)

Ⅲ. 韓国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査と WTO紛争解決プロセスの経緯

<相殺関税調査>

当初調査

平成18年 1月27日 相殺関税(27.2%)賦課

履行調査

平成20年 1月30日 WTO勧告履行調査開始
履行期限:平成20年9月1日

平成20年 9月1日 履行措置の実施
(相殺関税率27.2%→9.1%)

事情変更レビュー調査

9月29日 レビュー調査申請受理
申請者:韓国ハイニックス社

10月15日 レビュー調査開始

平成21年 2月 3日 重要事実の開示
(反論受付)

3月 3日 反論締切り

4月23日 相殺関税撤廃(見込み)

<WTO紛争解決プロセス>

当初パネル・上級委

平成18年 6月19日
韓国政府の要請に基づき、当初パネル設置

平成19年12月17日 WTO上級委報告採択
(一部敗訴)

履行確認パネル

平成20年 9月23日
韓国政府の要請に基づき、履行確認パネル設置

平成21年 3月 5日
韓国政府の要請に基づき、履行確認パネル検討停止